

○常総衛生組合行政不服審査会規則

令和5年3月30日

常総衛生組合規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、常総衛生組合行政不服審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 審査会の運営については、常総市行政不服審査会規則（令和5年常総市規則第11号。以下「市規則」という。）の規定の例による。

(公印の名称等)

第3条 市規則第5条に規定する公印の名称、ひな形、寸法、用途及び公印保管者は別表第1のとおりとし、公印のひな型は、別表第2のとおりとする。

2 審査会会長の公印の使用及び管理等に関し必要な事項は、常総衛生組合公印規則（令和4年常総衛生組合規則第1号）の例による。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1

公印名	ひな形	寸法	用途	公印保管者
常総衛生組合行政不服審査 会会長之印	1	方 21 mm	一般文書用	事務局長

別表第2

1

常 総 衛 生 組 合 行 政 不 服 審 査 会 会 長 之 印
--